

# 多機関共同研究の一括した審査の取り扱いに関する内規

令和3年8月3日制定

令和4年8月3日改正

## 1 目的

多機関共同研究に係る研究計画書については、研究代表者の所属する研究機関による倫理審査委員会において一括した審査を行い、許可を得た場合は、他の研究機関の研究責任者は、当該倫理審査委員会の承認を得ることなく、研究機関の長の許可を求めることができることになっているが、本学における多機関共同研究の一括した審査の取り扱いを次のとおり定める。

## 2 他機関の研究責任者が研究代表者の場合の取扱い

- (1) 多機関共同研究において、侵襲、介入を伴う研究など、主たる研究実施が専ら本学で行われる場合は、研究代表者の所属機関にかかわらず、本学の研究倫理審査委員会による審査を受けること。
- (2) 多機関共同研究として、他の研究機関の研究代表者が一括した審査を受け、許可を得た研究について、本学の研究責任者は、一括審査の審査結果、審査過程の記録、倫理審査委員会委員の出席状況、各研究機関の体制がわかる書面及び研究計画書を添付の上、研究実施許可申請書を学長に提出し、許可を受けること。
- (3) 研究倫理審査委員会は、(2)の研究実施許可申請書の提出があった場合は、本学研究倫理審査委員会の審査が必要かどうかについて、委員長、委員長代行及び研究責任者の該当部局の委員において速やかに決定する。
- (4) (3)において本学研究倫理審査委員会による審査が必要との決定があった場合は、研究責任者は、研究倫理審査申請書を委員長あてに提出し、承認を得た後に研究実施許可申請書を学長に提出し許可を受けるものとする。

## 3 本学の研究責任者が研究代表者の場合の取扱い

- (1) 本学の研究責任者が研究代表者として一括して本学研究倫理審査委員会の審査を受ける場合は、他の各研究機関からの研究倫理審査依頼書(様式1)を提出すること。  
なお、研究機関において個別に倫理審査委員会の審査を実施する場合は、申請書に明記することとし、研究倫理審査依頼書の提出は不要とする。ただし、当該研究機関倫理審査委員会の承認書を研究の開始日前に提出すること。
- (2) 研究計画書には研究全体の体制及び各研究機関の研究責任者の役割、研究実施内容、個人情報等の取扱い方法を明記すること。

(様式1)

年 月 日

## 研究倫理審査依頼書

静岡県立大学研究倫理審査委員会委員長 様

研究責任者 所属機関名：  
所属部署：  
職名：  
氏名

以下の研究について、貴学研究倫理審査委員会へ研究倫理に関する研究計画の一括審査を依頼いたします。

研究の名称	
静岡県立大学の 研究責任者（代表者）	所属・職名： 氏 名：
研究予定期間	静岡県立大学長の許可後 ～ 年 月 日
審査依頼の理由	<input type="checkbox"/> 多機関共同研究の代表研究機関として一括審査を依頼したい。 <input type="checkbox"/> 自機関に倫理審査委員会を設置していないため審査を依頼したい。 <input type="checkbox"/> その他（ ）
本研究が遵守する 指針等	<input type="checkbox"/> 人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 <input type="checkbox"/> その他（ ）
利益相反に関する 審査体制	<input type="checkbox"/> あり → 本機関にて適切に管理されている。 <input type="checkbox"/> なし → (貴学あてに利益相反自己申告書を提出する。)
研究実施のための 教育研修	<input type="checkbox"/> あり → 本研究の研究分担者は教育研修を受けている。 <input type="checkbox"/> なし → (貴学の研究倫理講習会を受講)
研究分担者等の業務 (役割分担)	
研究責任者 連絡先	連絡先住所： 電話番号： e-mail：
備 考	